

血液浄化装置

仕 様 書

横浜市立大学附属市民総合医療センター

1 調達背景及び目的

当院で使用している血液浄化装置は、購入後 10 年以上を経過しており、その老朽化は著しく、またメンテナンス部品の調達が難しい状況にある。生命維持装置として、現状機器本来の機能や安全性を維持することが困難な状況にあるため、臨床使用をするにあたり患者への治療に支障をきたすことが危惧される。

当院としては、様々な病態に対する治療に対応する為に多種多様な血液浄化モードの使用が可能である事や、様々な患者への対応を行う為に高効率の治療が行える事や小児又は低体重患者に対しても治療を行う事が求められており、その為には安全機能が充実していると共に、可能な限り極めて高い精度とモニタリング機能を有している機種が必要である。

2 調達物品の名称、数量及び構成内訳

血液浄化装置 (調達物品および調達数量)		一式(2セット)
2-1	血液浄化装置 本体(東レ・メディカル株式会社 TR-2020)	2 台
2-2	A-BV 計	2 台

3 設置条件等

- (1) 当院が指定する場所に設置すること。
- (2) 設置に必要な電源設備、衛生設備、ネットワーク配線設備、改修・内装工事については当院にて行なうが、設置後の運用に支障がないよう当院の担当職員と事前に打ち合わせをすること。
- (3) 機器の搬入、据え付、調整は落札業者・導入メーカーの責任で行うこと。
- (4) 配送費用一切は本体価格に含むこと。
- (5) 設置時までには装置等の仕様変更があった場合は、最新の仕様で設置すること。
- (6) 機器の搬入、据付、配線、配管、調整については、当院の診療業務に支障をきたさないよう施設担当職員の指示に従うこと。
- (7) 納期は、令和 3 年 9 月 30 日を厳守すること。

4 保守体制等

- (1) 納入後 1 年間は通常の使用により故障した場合、消耗品以外の全ての部品の無償保証に応じること。
- (2) 年 365 日 24 時間体制であり、電話受付対応及び緊急修理対応が迅速に可能であること。

5 研修教育体制等

- (1) 当院職員に対する操作指導として、納入時もしくは設置後の操作トレーニングを実施すること。
- (2) 取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時・場所で行うこと。
- (3) 担当者が必要と認めた場合、繰り返し教育・訓練を行うこと。

6 その他

その他、明記されていない事項で問題が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。